



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号 損害賠償請求事件

原告 森松 明希子 外119名

被告 国 外1名



2014〔平成26〕年11月20日

準備書面3
— 被害実態について —

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武 嗣



弁護士 白倉 典 武



<目次>

第1	はじめに.....	4
第2	避難に至るまでの苦悩と被ばくの恐怖，過酷な避難行為.....	4
1	事故直後の混乱の中での避難.....	4
2	苦渋の決断を経ての避難.....	9
3	被ばくの恐怖，健康被害の不安.....	11
第3	先の見えない避難生活，避難後も続く苦しみや不安.....	13
1	本件事故までに築き上げた社会生活関係との分断.....	13
(1)	地域社会からの分断.....	13
(2)	区域外避難者らの分断.....	14
(3)	家族の分断.....	17
2	避難生活での孤孤独感，喪失感，葛藤.....	20
(1)	避難生活における不安，孤独感，ストレス.....	20
(2)	被害者間での分断.....	21
(3)	避難先での周囲との関係における苦痛.....	22
(4)	避難を続けることへの葛藤.....	24
3	生活基盤の崩壊・経済的困窮.....	25
(1)	仕事の喪失.....	25
(2)	生活費の増加・経済的困窮.....	27
(3)	避難先での不安定な住宅基盤.....	28
第4	生涯消えることのない被ばくによる健康被害への恐怖.....	30
第5	避難生活の継続や帰還についての苦悩や葛藤.....	31
1	容易ではない帰還.....	31
2	帰還の目途が立たないこと.....	32

3	帰還に伴う更なる負担	32
第6	子どもたちの受けた被害	33
1	避難するまでの制限された生活	33
2	避難による家族の別離	34
3	避難元の仲間との突然の別離や避難先でのいじめ	35
第7	避難元に留まる原告らの被害	35
1	今なお続く被ばくの恐怖	36
2	家族との分断による苦悩	36
3	本件事故により変容した周囲との関係	37
第8	おわりに（結語）	37

第1 はじめに

本件事故による被害は、訴状「第8章 第1 被害の実態」で述べたとおり、極めて多様かつ複合的なものであり、それぞれの被害が複雑に絡み合うことで、より一層深刻な被害を被害者らに与えている。

本件事故により、被害者らは、生活そのものを奪われ、これまで培ってきた人間関係、仕事、就学環境、自然環境など、それまで被害者を取り巻いていた社会生活関係から分断された。本件事故から3年8か月余りが経過し、避難した新たな土地で、生活基盤を築こうとしている者もいるが、新たな土地での生活も、不安や葛藤を抱えながらのものであり、本件事故前の生活には程遠い。被害者らは先の見えない不安を抱えながらの生活を余儀なくされており、被害者らが本件事故により被っている損害は、個々人の犠牲によって終わらせるべきものではない。

本件事故による被害者らの被害は、その属性、本件事故前後の生活状況等によって異なり多種多様な形で表れている。その詳細は、追って原告らの各論として主張を予定している。

本書面では、原告らが被った損害の背景や全体像を示すため、原告らを含む多くの被害者らの本件事故に起因する被害の実態を、原告らへの聞き取り、大阪弁護士会災害復興支援委員会が実施した避難生活等についてのアンケート（甲D共50）や手記（甲D共51、52）、行政や支援団体の実施した調査の結果等（甲D共53ないし56）に基づいて明らかにする。

第2 避難に至るまでの苦悩と被ばくの恐怖、過酷な避難行為

1 事故直後の混乱の中での避難

平成23年3月11日19時03分、菅総理によって原子力緊急事態宣言が出された。しかし、その情報は福島第一原発事故による影響を受けるはずの地域で生活していた人々に十分には伝わらなかった。そのため、多くの人々が、放射性物質が飛散する地域に居住しながら、福島第一原発で事故が発生している

ということにさえ気付いていなかった。

避難者の中には、とにかく避難したほうがよいという情報だけを頼りに、状況を把握できないまま、避難指示とは無関係に避難を始めた者も少なくなかった。避難指示を聞いて避難を始めた者であっても、原発事故による避難であることが伝わっておらず、結局、避難者は、お互いメールなどで情報交換しながら、なぜ避難しなければならないのか、どこに避難すればよいのか、いつ戻れるようになるのかもまるで分からないまま、貴重品も持たずに、とにかく着の身着のまま避難することを余儀なくされた（甲A1，国会事故調342頁など）。

福島県双葉郡浪江町から避難した原告（第1次訴訟原告18-1）は、本件事故直後の避難の状況について、以下のように述べている。

「（平成23年3月12日）浪江町内より避難するよう、国から突然の指示がありました。その当時の私達は、テレビ等の情報を入手することが一切できなかったため、なぜ避難をしなければいけないのかが全くわからない状況でしたが、とにかく避難指示に従い、車で移動をしました。当初はすぐに戻って来ることができるだろうと考えていたため、貴重品と寝具セットだけを持って避難しました。しかし、その後、再び帰宅することは出来ず、一時立ち入りの際に持ってきたものを除き、アパートに置いてある一切の家財道具を失いました。洋服や電化製品はもちろん、普段当たり前に身の回りにあった筆記用具などの日用品もすべて失いました。それらの物が必要になる度に、その都度買い直さなければならず、近隣に店舗が無かった避難所では大変不自由な生活を強いられました。」

「国からの指示を受けて避難していた当初、私達は放射能が漏れていることを一切知らされていませんでした。そのため、交通整備をしていた人達はガスマスクを付けて完全防備であったのに対し、私達は無防備な状態のまま原発の半径10～20km圏内を移動していました。それだけでなく、

道路が大渋滞で車が進まない中、私達は車内で8時間以上も過ごしました。後から分かったことですが、原発が爆発した時、私達は原発から半径15キロの地点にいました。渋滞中は、ガソリンを節約するためにエアコンを切っていましたので、窓ガラスが曇ると空気の入れ替えをすべく窓を開けていました。つまり、その間中、放射能を浴び続けていたことになり、後になって大変な恐怖と強い怒りを感じました。今思えば、その時に被ばくしていたのではないかと非常に不安になります。」

しかも、国会事故調報告書（甲A1，345頁）でも明らかにされているように、ほとんど情報がない中での避難であり、かつ、避難指示が遅れた上に指示区域が徐々に拡大されるという経過を辿ったことから、ようやくの思いで到着した避難場所も線量が高く、さらなる避難をしなければならない、避難場所が受入人数を超えており再度避難しなければならないなど、複数回の避難をせざるを得ない事態も生じた。

福島第一原発から約30km離れた福島県浪江町津島地区から避難した原告（第1次訴訟原告3-2）は、当時、混乱のなかで複数回の避難を余儀なくされた人々の状況について以下のように述べている。

「平成23年3月12日の朝から、原発から10キロメートル圏内から多くの方が避難してきました。私の自宅では、知人、親戚だけではなく全く知らない避難者も受け入れました。避難してきた人は、『原発で何が起きたのかわからないけど、ここまでくれば大丈夫だろう』ととりあえずはほっとした表情でした。ところが、その日の夕方、私が外に出ると、白の防護服とガスマスクを着けた男性2人が『なんでこんなところにいるんだ。頼む早く逃げてくれ』と言いました。びっくりした私は、『逃げろと言ってもここは避難所ですから』と答えると、二人の男性は『放射性物質が拡散しているんだ』と切迫した様子で答え、避難所に入りきれず車を停車させ外に出ている人たちにも『早く車の中に戻れ』と叫んでいました。私は、防

護服の男性の話を避難者に伝えました。避難者は当初、さらに避難をすることを渋っていましたが、深夜0時すぎに乳児や小さい子どもがいる若い夫婦2組が出発したのち、3月13日の夕方までには25人全員が、それぞれ再避難をしました。私は、津波で避難してきた男性の『おれは東電で働いていた。おれらの作った原発がそんなに危ないわけねえべ』という発言を聞き、気が抜け、長男とともに避難を取りやめました。長男は避難所の炊き出し係をしており『おれだけ逃げるわけにはいかないよ』と言っていました。私の自宅に避難した人は全員再避難をしましたが、津島地区に避難した人の大半はそのまま残っていました。枝野官房長官も記者会見で『放射性物質が大量に漏れ出すものではない。20km圏外の地域の皆さんに影響を与えることにはならない』と言っており、津島地区は安全だと信じていました。ところが、実際は、放射性物質は津島地区の方向に飛散していました。SPEEDIの情報や各地の放射線量は、政府も福島県も教えてくれませんでした。私たちは国から見捨てられたのだと思います」

また、「大阪府下への避難生活等に関する聞き取り調査報告書（平成24年3月から7月にかけて、大阪弁護士会災害復興支援委員会が実施したアンケートに基づくもの。以下「大阪弁護士会聞き取り調査」という。甲D共50）の中の以下の回答によっても、当時の混乱、緊迫した状況、避難者らに情報が十分伝達されなかった事実が認められる。

「 原発が爆発する前に、爆発するという情報があり、車で避難した。途中、ガソリンがなくなるのではないかと不安に駆られた（ガソリンはどこも品切れだった）。死ぬのではないかと不安でたまらなかった。途中、ガソリンが切れて車を放置して歩いて逃げている人とたくさんあった。」

「 地震後は、家族の安否が心配だった。原発で避難したというよりは、地震で避難してから原発の現実を知った。テレビは見ることができていたが、（原発は）大丈夫ですよという報道だった。」

本件事故直後の混乱のなか、政府や自治体からの情報は安易に信用できるものではなかった。正確な情報が掴めないなか、多くの人々は、家族、特に子どもたちの安全を守るため、離れ離れの生活を選択させられた。

福島県郡山市から母子避難した原告（第1次訴訟原告10-1）は、以下のように、原発事故から数日後に、母子だけで避難したときの不安や危機的状況のなかで家族が引き裂かれる苦しみを述べている。

「新幹線の最寄り駅付近に差し掛かった頃、駅のあちこちにたくさんの車があり捨ててありました。この車の所有者たちも皆必死に逃げたい思いでここまで来たのだろうとすぐに分かりました。

…発車するまでの15分間、わずかでしたが、夫も新幹線の中に入り別れを惜しんで息子と一緒に過ごしました。

夫は仕事や全壊した家のこともあるので、私たちと一緒にいくことはできない・・・と言いました。しかし自宅に戻ったら無事でいられるのか命の保障はありません。何より放射能という得体の知れないものを相手に夫は・・・両親は・・・大丈夫なのだろうかと心配でなりませんでした。しかし、私たちはどうすることもできず、もしかしたら今この瞬間が夫と会う最後になるかもしれない、という思いで、悲しみがこらえきれず涙が止まりませんでした。できることならこのまま旦那を引き止め一緒に連れていきたい、と何度も思いました。

しかしそんな私の想いも届かず、夫は新幹線を降りホームから私たちを見送りました。地震だけなら避難などする必要はなかったはず。原発事故が起き大量の放射能が放出されてしまったためにそれまで幸せに暮らしていた私たちは離れ離れの生活を選択することに。地震だけならたとえ家が全壊しようとも借金を抱えようともどうにでもなったはずと思うと悔しさをいっぱいでしたが、私は悲しみをこらえ息子と共に東京に向かいました。当時一オケ月の息子は、避難をするために新幹線に乗っているこ

とも、パパとの別れも何一つ理解しておらず、初めて乗る新幹線にただただ無邪気に喜んでいました。そんな息子を見ていたら、ますます辛くなり涙は溢れるばかりでした。」(甲D共51,「20年後のあなたへ東日本大震災避難ママ体験手記集」手記2, 45, 46頁)

2 苦渋の決断を経ての避難

また、区域外の避難者らの中には、本件事故直後に避難をした者ばかりではなく、考え抜いた末、苦渋の決断として避難を選択した者、仕事の区切りや身辺整理などをしたうえで避難した者も数多くいる。放射線の健康への影響についてさまざまな情報が飛び交い、被告国や被告東京電力からの情報にも不信感を抱かざるを得ない状況のなか、生活の糧でやりがいも感じていた仕事、学校、住居、人間関係など、これまでの生活をすべて失ってでも、父と母子が離れ離れになる二重生活となっても、被ばくを避けたいという思いから避難を決断したのである。

福島県郡山市から母子避難をしている第1次訴訟原告1-1森松明希子は、「母子避難、心の軌跡 家族で訴訟を決意するまで」という手記(甲D共52)のなかで、以下のように、悩みぬき避難を決断した際の心境を語っている。

「私も身動きを取れないでいた避難所での間の一ヶ月の間、なんとか福島県での生活の再建をはかろうと相当悩みましたし、人生で最も多く深く考えた日々でした。今よりももっと様々な情報が飛び交う中で、放射能汚染についての『不安』感を抱きながら、福島での生活再建をずっと視野に入れて考えに考え抜きましたが、やはり結論は、『逃げられるところがあるなら、そして避難できる可能性があるのなら、避難すべきだし、そうすることが子どもにとって一番だ』というものでした。」(甲D共52, 49頁)

「母親だったら容易に理解できると思うのですが、子どもに少しでも悪いかもしれない、という選択肢を選択する人はいないと思います。もう考えるのを放棄したくなるほど悩みぬきましたが、誰も正解を示してはくれま

せん。何が（子どもたちにとって）正しい行動なのかもわからずに、決断するまでは本当に苦しみました。」（同29頁）

また、福島県郡山市から家族で避難した原告は（第1次訴訟原告19-1, 2）は、以下のように、避難を決断するまでの夫婦間での衝突やそれぞれの葛藤を述べている。

「（夫）2011年秋に第二子の妊娠がわかり、生まれてくる子や家族と一緒に暮らすために、会社を退社することにしました。ただ、その結論を出すまで、夫婦間で幾つもの衝突がありました。会社を辞めずに郡山での生活を続けることはできないか。通勤時間がかかったとしても、生活拠点を移して、家族揃って生活することはできないか。会社を辞めた場合、次の就職先はあるのか。安定した生活ができるのか。家族の生活は守っていけるのか。そんなことで、何度も妻とぶつかったのです。また、私自身、せっかく乗り切ってきた大事な仕事をなぜ辞めなければならないのか。なぜ今まで築き上げてきた同僚との関係を断ち切らなければならないのかと悩みもしました。

色々な思いを互いぶつけ合い、何度も妻を泣かせることもありました。最終的に、家族皆で普通に生活することを選び、会社を辞めることにしました。…避難先に移り住んでからは、就職先も無く、貯金を切り崩す生活でした。とにかく働かなければいけないと、焦る毎日でした。」

「（妻）夫は、新しい職場で仲間にも恵まれ、仕事も任されるようになって、やりがいを感じているようでした。…夫がやりがいを感じている仕事を、こんな形で辞めて欲しくないと思いました。今まであんなに辛かったことを頑張って乗り越えてきたのにと、そのことを思うと、辛くて、やるせなくて、泣きました。

仕事を辞めるかどうか、二人の意見は平行線でした。そんな中、第二子の妊娠がわかりました。正直、私は喜ばませんでした。困惑しました。

長女の妊娠がわかった時はあんなに嬉しかったのに、今はお腹の赤ちゃんの健康のこと、生活のことなど、不安ばかりでした。母親なのに、お腹の子を喜べない自分を自分で責めました。原発事故さえ無ければ、長女のとおりと同じように喜んであげられたのに。あの時、一番喜ぶべき私が、喜んであげられなかった罪悪感は、一生消えないと思います。私は、子ども二人を育てるために、夫に仕事を続けて欲しかったです。しかし、夫は産まれてくる子どものために、仕事を辞める決意をしました。夫が仕事を辞めたらどうやって生活していったらいいんだろう？妊婦を新たに雇用してくれる企業なんて無いから、今の私は家計を助けることもできないのに。そう考えて、絶望しました。…しかし、大好きな子どもと離れて暮らす夫の気持ち、長女とお腹の子の健康のことを言われると、私には言い返す言葉はありませんでした。

結局、これ以上二重生活を続けることは私たち家族にはできない。でも、郡山で子どもを育てることも不安でできない。そう考えると、夫が退職して、引っ越すしかありませんでした。」

3 被ばくの恐怖，健康被害の不安

避難者らは、本件事故後、放射線の健康への影響について十分な情報が得られず、様々な見解が飛び交う中での決断を強いられた。そして、「被ばくをしたのではないか」、「子どもを被ばくさせてしまったのではないか」、「今後、甲状腺がんなどの疾病が発症するのではないか」と健康への不安を抱えながら日々過ごしている。

本件事故発生直後、住民に対する内部被ばくの調査等が極めて重要であったにもかかわらず、十分な調査がなされることはなかった。また、個々人が線量計を常に携帯できたわけでもなく、ホール・ボディ・カウンタによる検査が、継続的かつ広範な地域で実施されたわけでもない。避難者らは、被ばくの程度を確認する手段さえもなく、このことが、避難者ら、とりわけ子どもを持つ母

親や妊婦らに非常に大きな精神的不安をもたらしている。

福島県郡山市から母子避難した原告（第1次訴訟原告10-1）は、情報が
ない状況下で子どもを連れ放射線量が高い地域に避難してしまったことの悔し
さや、避難を決意した当時の被ばくの恐怖を以下のように語っている。

「 自宅は、原発から65キロほどの距離だったので、40キロの実家より
は少しは放射線量が低いだろうと思い、自宅へ向かいました。しかしその
時の素人の考えを、後々後悔することになってしまいました。

数日経ってわかったことですが、40キロの実家より65キロ離れた自
宅の方が、数倍も放射線量が高かったのです。当時私たちは何の情報も無
かったので、より線量の高い方へ逃げてしまいました。どこへ避難すれば
安全だったのか、少しは被ばくを避けられたのか、誰も教えてはくれませ
んでした。それどころか、国や県はスピーディーの情報を持ち合わせてい
ながら、私たちには何も公表せず隠してきたのです。

…どんなに後悔してももう遅い、被ばくしてしまったものは無かったこ
とにはなりません。時間を戻すこともできません。

…震災の日からわずか数日間で、これまでに体験したことのない恐怖に
見舞われ、私のストレスも極度の状態でした。とにかく放射能から逃れた
いという思いしかありませんでした。何の情報も無い、何も信じられない、
こんな恐ろしい所で怯えながら過ごすなんて、これ以上考えられない。地
震で被災しただけでも怖い思いをしているのに、なぜそれ以上に得体の知
れない放射能という恐怖に怯えなければいけないのか…そして、福島を出
よう…出るしかない…と決心しました。」（甲D共51、43～44頁）

また、同じく福島県郡山市から避難した原告（第1次訴訟原告7-1）は、
以下のように、自らの行動により子どもを被ばくさせてしまったかもしれない
という自責の念や被ばくによる健康被害の不安を語っている。

「 地震の直後は、物資が不足していて、子どもたちにも1日2食、私は1

日1食の生活をしていました。少しでも食料を手に入れようと、子どもたちを連れて20分～30分歩いてスーパーに行き、スーパーの店の外にも長時間並んで、水や食糧を買いました。水道の水が出るようになるまでは、水をポリタンクに入れてもらうために、給水車に並んだりもしました。このときも、ニュースなどで原発事故の報道はされていましたが、放射線がどんな影響があるのかなどわかっておらず、こんなにも事故の影響が長引くなどとは想像もしていませんでした。私は、余震も多く続いており、まだ若い子どもたちを残していくわけにもいかず、食料や水を得るために一緒に外に出歩かせてしまいました。このとき、子どもたちをたくさん被ばくさせてしまったのではないかと思うと、悔やんでも悔やみきれません。」

第3 先の見えない避難生活、避難後も続く苦しみや不安

1 本件事故までに築き上げた社会生活関係との分断

(1) 地域社会からの分断

多くの避難者は、本件事故により、長年住み慣れた故郷を離れざるを得なくなり、愛着のある故郷で人生を全うすることができなくなった。福島県郡山市から避難した原告（第1次訴訟原告14-2）は、以下のように、本件事故によって生まれ育った街を離れざるを得なくなり、将来の見通しがたたなくなることによる喪失感や不安感を訴えている。

「私は郡山市内で生まれ育ちました。原発事故により避難するまで45年間、住居を郡山市から移したことはありませんでした。私たち夫婦やそれぞれの親戚はいずれも福島がふるさとでした。生まれ育った街ですので、知り合いも多く、多くの友人らに囲まれながら時間を過ごしていくのだと思っていました。…私たち夫婦は、郡山で、自分たちの人生を考え、将来の過ごし方を考え、未来を思い描いてきました。描いていた生活像が、原発事故によって、根本から崩れてしまいました。郡山でのコミュニティの中にあっただけ私たちの生活は、もうありません。失ったも

のが余りに大きいです。しかし、それ以上に、これからのことが立ちほだかっています。崩れたというだけではなく、私たちは、それでもなお、新たに生活を構築していかないといけないのです。もっと若い頃なら、と思うこともあります。40代、50代になって、どうしたらよいのか？これからどうやって生活基盤を築いていくのか？原発事故さえなければ、思い悩む必要の無かったことを毎日考えています。どこで生活すればよいのか、戻るに戻れない私たちにとって、郡山は失われたふるさとです。本当に、今後の生活をどうすればよいのか、教えてください。」

福島県双葉郡浪江町から避難した原告（第1次訴訟原告3-2）は、以下のように、農業をする基盤を失い、地域に密着した生活を根こそぎ奪われた喪失感を語っている。

「私はもともと大阪の出身でしたが、夫が実家を継ぐことになり、浪江町に移り住みました。ハウス農業を始めようと農業研修も受け、古い農家を壊し、自宅を新築しました。長男も一緒に暮らし始め、地域に溶け込みたいと、祭りのグループに入り太鼓を習っていました。手入れをしていた自宅の庭も、草が背丈以上に伸び茂り、ジャングルのようになっています。ハチが玄関の戸に巣を作り、アブが飛び交っています。私の家も近所も、セシウムを吸い上げると聞き、ヒマワリの花をたくさん植えました。でも、ヒマワリが枯れて土に戻ってしまうと何の意味もありません。もうこの土地には戻って来られないかもしれないと思っています。」

(2) 区域外避難者らの分断

避難者らの地域社会からの分断は、いわゆる「区域内」、「区域外」という「線引き」によってもより深刻化している。

区域外避難者らは、被ばくによる健康への影響について科学的にも様々な知見が対立するなか、リスクがあるならば被ばくを避けて生命や健康を守り

たいという思いから、避難を選択した。

多くの区域外避難者らは、避難を決断したことによる周囲との軋轢に苦しみ、また、被告東京電力から十分な賠償を受けられない、被告国による十分な支援を受けられないなど極めて過酷な状況に置かれている。しかし、現在に至るまで、被告国や被告東京電力は、区域外避難者らに対して、区域設定を盾に避難者らを分断し、区域外避難者の被害に全くといっていいほど目を向けようとしていない。

区域外避難者は、家族や周囲から、「国が大丈夫と言っているのになぜ避難しているのか。」と、避難したことを咎められ、避難に伴う困難について「自己責任」であるかのように責められ、避難に伴う経済的、身体的負担を感じる日々のなか、「避難する」という選択を否定され、精神的にも追い詰められている。このような対立構造は、コミュニティの最小単位である家族の中でさえ生じており、夫婦間、親子間の関係にも回復しがたい軋轢をもたらす事態となっている。

茨城県水戸市から避難している原告（第2次訴訟原告5-1）は、避難元での被ばくに対する周囲との考え方の違いによる軋轢について、以下のよう

「茨城では安易に放射能に対する不安を口に出すことはできません。私の父は『国が安全といっているんだから安全なんだ。』と思っています。父が娘に実家でとれる柿やアスパラを食べさせることを止められません。父を傷つけることになりますし、平行線になる考え方の違いで毎回争えません。安全とは思っていませんが安全と思いきもうとしている人もいます。私が地元の友人に対して少しでも放射能に関する不安を口に出すと、『そんなこと言っていたら生きていけないよ』『みんな普通に住んでる』と強く反論されたり、不安に思っている方が体に悪いんだよと神経質にならないようにと諭されます。中には、心から大丈夫と

いる人もいるかもしれませんが、みんな多かれ少なかれ不安を持っているはずなのに、情報は得ているはずなのに、仕事や家があるので不安を否定したがっているように感じます。みんなが何とか不安と折り合いをつけて平静を保っている中で、私だけが娘に給食の代わりに西日本から取り寄せた食材を使ったお弁当を持たせ、マスクをさせる生活を続けることはできません。周囲の人の生活や選択を否定していると思われると、避難元では神経質な人扱いをされるでしょう。…放射能に対する不安を口にする事すら、被ばくを防護することすら自主規制せざるを得ないところで穏やかな生活や子育てはできません。」

離れて暮らす家族や友人から、避難をしていることについて理解を得られず、孤立感を深めるなど、人間関係に軋轢が生じてしまっている者も数多くいる。

福島県田村市から避難した原告（第1次訴訟原告8-1）は、本件事故までは良好だった避難元との関係が絶ち切られてしまった悲しみを以下のように述べている。

「大阪に避難したことで、地元にはいた人達との関係も途絶えてしまいました。避難した私のことを良く思っていないのか、手紙を送っても、何の返事も返してくれない人が多いです。私たち家族は、一度、福島でお世話になった方や友人に、少しでも喜んでもらえればと思い、お土産を持って会いに行ったのですが、友人たちにお土産を渡すことはできず、そのまま持って帰ることになりました。帰りのバスを待っている間、どうしてこんなことになってしまったのだろうと本当に悲しくなり、ずっと泣いていました。」

区域外避難者らは、避難を続ければ続けるほど、これまでの人間関係が壊れ、軋轢が生じていくなかで、避難したことが本当に正しかったのかと日々苦しみ葛藤している。

(3) 家族の分断

ア 物理的・精神的別離

避難者らは、家族ごとにまとまって避難をできたわけではなく、家族が物理的にも精神的にも離ればなれになってしまうこともある。

特に区域外避難者においては、父親（夫）が仕事の関係などで避難元に残らざるを得ず、母子が避難するという状況が生じている。避難元と避難先との二重生活により、家賃、光熱費等は増加し、経済的な負担は家計を圧迫している。関西と避難元を行き来するのは、物理的な距離、経済的な負担からすれば容易ではなく、分断された父子は、これまではあたりまえのようにできていた自由な交流が図れなくなっている。避難者からは、家族の十分な交流ができないことによる子どもの成長への影響を心配する声や夫の被ばくを心配する声、夫の負担や子どもへの影響を考え、避難し続けることへの葛藤を訴える声も多く聞かれる。

第1次訴訟原告1-1 森松明希子は、前述の手記のなかで、避難によって大きく変わってしまった生活、夫と容易に会えない状況、父親と離れて暮らすことが子どもたちに与える影響についての葛藤などについて述べている。

「夫は母子避難を始めてからというもの、月に一度、子どもたちに会えば良い方で、一ヶ月以上会えない時もありました。『単身赴任や海外赴任のお父さんを持つご家庭と同じなんだ！』と自分に言い聞かせて日々の子育てをしています。『いつまで』という任期があるわけではなく、おそらく相当長期に渡ってこの生活が続くと考えると、子どもの精神面での影響が心配で、本当に福島を出て来て良かったのかしら……と何度悩んだかしれません。

お父さんが大好きだった三歳の息子を父親から引き離してしまったのは本当に正しかったのか？まだ震災当時、生後五ヶ月だった娘はほ

ば父親を知らないで育ってしまって今後の父娘関係に影響は出ないだろうか？なによりも、家族のためにたった一人で福島に残って子どもの寝顔さえ毎日見る事が出来ない生活をしている夫の精神状態は大丈夫なのだろうか？

休みがあれば、七〇〇キロ以上離れた大阪まで一人高速道路を車で飛ばして子どもたちに会いにきて、二四時間も滞在しない（できない）で、また同じ道をろくに休まずに運転して戻らなければなりません。せつかく会いに来てくれた夫ですが、子どもたちには『お父さんはお仕事と運転で疲れてるから寝かせてあげて！』と声を上げる私は母親として何をやってるんだろう？

震災以降、親子共々、心も身体も休まる場所がありませんでした。福島に残れば目に見えない放射能の恐怖におびえ、出たら出たで、不安定な生活と家族バラバラの日常を強いられる……ふつうの福島県民としての暮らしがあの日以来、一変してしまいました。」(甲D共52, 37頁乃至39頁)

イ 避難に伴う家族崩壊の危機

また、上記のように、家族が分断された生活は、避難する者、留まる者のいずれにも大きな負担を強いることになる。放射線の危険に対する考え方の違いや、被ばくを避けるために避難することによる過大な負担から（経済的負担、精神的な負担、子どもの教育への影響（進学、別居を続けること）など）、夫婦間や避難元にいる家族と避難先の家族との間で対立を生じさせ、これまで円満だった家族関係に亀裂が入り、夫婦間であれば離婚にまで発展する事態も生じている。

福島県いわき市から大阪に単身で避難した原告（第1次訴訟原告13）は、以下のように、避難により闘病中の父親に寄り添うことのできない悲しみを述べている。

「父は生まれたときから実家に住み続け、30年以上建設業をしてきたので、近隣の人から倒壊した家屋の修理などを頼まれたりするから避難できないと言いました。私は、父を何度も説得しましたが、父は『この土地を離れたくない。自分たちはもういいんだ』といわきに残る意思が固く、説得に応じてくれませんでした。…私が今最も辛いのは、重病の父に会えないことです。…避難して2年が経ったころ、いわきに残った父が重い病気だと知らされました。ちょうどそのころ、派遣で働いていた会社に正社員採用されたので、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆の年3回しか実家に戻れないのです。がんばって月5万円を実家に仕送りすることにしましたが、原発事故さえなければ、一緒に暮らして世話もできたのと思えば、やるせない気持ちです。父は病名告知を受けていないので私があまり頻繁に電話をするのも不審に思われるし、もともと口下手な父とは電話での会話も長く続きません。親戚から父の様子を電話で伝えられると辛く、仕事でもふと父のことを考えて会いに帰りたい気持ちになり、どっと悲しくなります。…本当に、原発事故さえなければ、私は福島県を出ることはなく、父の近くに居たのです。」

と、肉親との別離による悲しみを述べている。

原告らのなかにも、本件事故までは円満だった夫婦の関係が、本件事故をきっかけに悪化し、離婚を余儀なくされた者もいる。福島県須賀川市から母子避難をした原告（第2次訴訟原告14-1）は、避難により、夫婦間に溝ができ、離婚を決断した状況などについて、以下のように述べている。

「夫だけが福島県に残っていましたが、家族みんなが寂しい思いを抱えながら生活していました。子どもたちは、パパと一緒に暮らしたいなどと言っていました。そのようななか、私と夫の間には、避難に

対する考え方の違いや、物理的な距離から感じる寂しさなどから、徐々に溝ができるようになり、平成26年2月に離婚しました。子どもたちにはまだこのことを伝えていませんが、パパと会えないことを寂しがっています。原発事故さえなければ、家族四人でずっと一緒に暮らせていたかと思うと、やりきれない気持ちになります。」

2 避難生活での孤孤独感、喪失感、葛藤

(1) 避難生活における不安、孤独感、ストレス

避難者らの多くは、本件事故まで、住み慣れた土地、先祖代々受け継いできた土地に住み、家庭菜園や畑で野菜を作り、親戚や友人と交換し合うなど、自然豊かな環境の中で充実した生活を送っていた。また、近隣住民や親戚との人間関係を大切にし、地域社会の中で、互いに助け合いながら生活していた。

ところが、本件事故を契機に避難を余儀なくされ、愛着のある土地を離れざるを得なくなった。避難者らの多くは、避難により仕事や住居を失い、喪失感に苦しめられている。望郷の念を抱きながら、見知らぬ土地、誰一人知り合いのいない土地での不安定な生活を余儀なくされており、多大なストレスを抱えている。さらに、先の見通しのたたない生活への不安ものしかかり、本件事故前にはあたりまえのようにあった地域の人々との交流もないなかで孤立感を強めている。避難生活への不安や苦痛を訴える声は数多く、大阪弁護士会聞き取り調査（甲D共50）によっても、以下のように、人的な基盤を失ったことに対する孤独や不安、疲弊を訴える声が多く聞かれた。

「大阪で初めて一人暮らしをして、土地勘もなく、言葉も違う中で、眠れないほどの孤独を感じました。原発事故まで幸せに暮らしていたのに、どうして自分はひとり大阪にいるのか、どうしてこんな思いをしなければならぬのかと我慢しようとしても辛くてたまらなかつた。」

「生活が寂しすぎて、子どもを寝かしつけて、一旦は寝るが、夜中3時

ぐらいから起きてしまい、お酒を飲んでしまい、大阪（に）来てから大幅に体重が増えてしまった。前は（お酒を飲む機会が）月2回が週4回ぐらいになった。仕事をしてないためか、夜中に目が覚めてしまう。」

「避難先での人との交流がほとんどなく、誰に相談していいかわからない状況である。」

「誰一人知り合いのいない土地での生活は本当に大変でした。まだまだ先の見えない状況にあり、避難生活は予想以上に疲れます。」

また、同じく、以下のように、これまで築いてきた生活を失った喪失感や、本件事故により自らの人生を切り開いていくことのできないもどかしさを訴える声も多くあった。

「原発事故がなければ、仕事を失ったり、家族がばらばらになったり、子どもが転校せずにすんだ。未だに将来への不安だらけの生活である。」

「これまでの人生は自分で決めてきたが、今はそれができない。振り回されている感じがする。」

特に、住み慣れた土地を離れる喪失感の大きい高齢者については、引きこもりや認知症の発症、悪化等の報告もあり、ストレスによる体調異変、持病の悪化を懸念する声も多く聞かれている。

(2) 被害者間での分断

被告国による避難等を巡る「指示」や「区域」等の設定、被告東京電力による賠償基準の差は、避難者らに避難を選択するか否かに関しての軋轢を生じさせたにとどまらず、避難者らの分断・対立という被害を生み出し、避難者らを苦しめている。

すなわち、放射能による被ばくから逃れるために避難した者について、区域外・区域内でその生活の不便さに違いなどはないはずである。しかし、区域外・区域内という被告国の設定や、その設定に基づく被告国や地方自治体の公的支援（住宅支援、医療費の免除、義援金の分配、避難先での行政サー

ビスの享受の有無等)の差,被告東京電力の金銭賠償の不平等な取扱いにより,本件事故の被害者は,区域内避難者,区域外避難者,(区域外に)留まる者と細かく分断させられ,対立させられるという被害を被っている。

例えば,東京電力の金銭賠償額の差により区域内の避難者は,「区域外の方からお金が出ていいねと言われる。交流会などでも話がしにくい。」と肩身の狭い思いを余儀なくされる。

また,「区域外」に留まることを選択した者と避難することを選択した者の間には,「(区域外とされているのに)なぜ避難するのか。」「(被ばくによる健康被害のおそれがあるのに)なぜ避難しないのか。」と互いを責め合う状況(対立構造)が作り出されている。

本来,区域内避難者,区域外避難者,留まる者,いずれも本件事故の被害者であり,相互に助け合いながら,被害の回復を共に求めていく立場にある。しかし,彼らは,自らの立場を非難されるのではないかと周囲の目を恐れざるを得なくなり,本件事故による放射能汚染,避難,賠償等のことを自由に語れない状況におかれている。このような分断は時の経過とともに,より深いものになりつつある。

被告国や被告東京電力によって作られた恣意的な分断により,避難者らは,放射能の被害のみならず,人間関係まで破壊されるという被害を受けている。

(3) 避難先での周囲との関係における苦痛

さらに,避難者らは,避難先での周囲との関係にも苦しんでいる。

例えば,避難者らは,帰還できるか見通しも立たず,避難先で生活基盤を築くことも帰還に向けた具体的な準備もできないなか,避難先の人々からは,「あなたは福島に帰るんでしょ」とよそ者扱いを受け,避難先のコミュニティに溶け込みたいと思いつつももうまく溶け込めない状況にある。

また,福島県田村郡小野町から避難している原告(第1次訴訟原告5)は,いわれのない偏見に苦しんでいる状況について以下のように述べている。

「大阪でも、区域内の避難者には多額の賠償金が支払われていて遊んでいても生活できる、というイメージを持っている方が少なくないようで、『被害者ヅラするな』などと非難されたこともあります。」

さらに、福島県郡山市から避難した原告（第1次訴訟原告14-2）は、
「大阪には縁がなく、やはり福島で生まれ育った私たちとはリズムや呼吸が合わないように感じてしまうことも多いです。どうしても、言葉に刺があるように感じてしまい落ち込んだり、テンポが合わず、また方言を割けようと考えているうちに会話が続かなくなったりするのです。また、放射能への恐怖についても認識の程度が違い、温度差を感じることも多くありました。新しい環境に馴染んでいかなければならないとは思いますが、容易ではありません。」

と述べている。

茨城県水戸市から避難した原告（第2次訴訟原告5-1）は、以下のように、避難者であることを周囲に言いたせない状況や周囲から心無い言葉をかけられた際の状況などを述べている。

「（関西へ避難する以前、九州に避難し、居住先を探し家主と交渉していた当時）家主さんから『そんなこと（放射能が怖い）言っていたら、いつまでも（茨城県に）帰れないよ。あなたで3人目だけど、全部断っている。もっと大変な人に貸したいんだよね』と断られました。そうか、自分は大変な目に遭ってないんだ…。そりゃあ津波で家を流された訳ではないけど…。福島県と比べたら理解されなくても仕方ない。勇気を出して言っても理解されないのだから、だったら最初から自分が避難していることは言わないようにしよう。傷つくだけだと思いました。ここでの1年間は、避難していることは、役所での手続きの際など必要最低限の場面でしか言わないようにしていました。他に避難している人と会ったこともありませんでした。私は、自分が避難を選択したことが、娘の

ために最善だと思っていましたが、不安を共有できる友人もおらず、経済的にも精神的にもつらい状況下で、自分の選択を神経質だと人から言われることが耐えられず、避難者であることは伏せて生活してきました。

一方、私が避難者であることを知っている避難先の方からは、娘の夏休みなどで茨城に短期間戻る際、『放射能浴びて帰ってくるわ』といわれ、故郷を否定されたような、娘を危険にさらしていることを批判されているような気持ちになりいたたまれませんでした。」

大阪弁護士会聞き取り調査(甲D共50)によっても、

「今は普通に外出しているが、初めは周囲とあまりに温度差がありすぎて友人と会えなかった。会って話しているとあまりに温度差があっけしんどくなるので会わないようにしていた。避難しているのは実家であり、話をするのも昔からの友人なので複雑な思いが強かった。今でもこちらの友人とは地震や原発の話はまだ避けている。」

と避難に対する無理解に苦しみ続けている。

避難者にとって、帰還の見通しが立たないなか、これまで述べた経済的負担、孤独や不安を感じながらの生活に加え、避難先の十分な理解や支援がないなかでの生活再建は、過酷を極めるものである。

(4) 避難を続けることへの葛藤

避難者は、本来、被ばくを避けるために避難したことについて何ら責められたり、後ろめたさを感じたりすることはないはずである。にもかかわらず、多くの避難者は、避難したこと自体に葛藤し、留まる者に対して罪悪感を抱えながら日々生活をしている。

また、避難生活による経済的負担、母子避難の長期化に伴う家族の分断・家族関係の悪化などにより、被ばくを避けるために多大な犠牲(経済的負担、人的関係の喪失等)を伴ってまで避難を続けるべきかどうか、日々、苦しい選択を迫られている。大阪弁護士会の聞き取り調査(甲D共50)によっても、

以下のように、避難を続けることへの葛藤の声が聞かれた。

「自分は福島から避難してきたが、自分より幼く、放射線の影響を受けやすい近所の子どもはたくさん残っている。その子たちの健康被害も心配だし、自分だけ避難してきたことを申し訳なくってしまうこともある。」

「避難しなくてもいい地域とされていることから、避難してしまっている自分に罪悪感を持つこともある。」

3 生活基盤の崩壊・経済的困窮

(1) 仕事の喪失

避難者らは、避難に伴って、それまでの仕事を失い、生活の糧を得る基盤を失った。避難者らは、本件事故から3年8か月余りが経過してもなお帰還の見込みは立たず、避難先で就業するべきなのか、避難元での仕事に戻るべきなのかといった生活再建の目途をたてることができないままである。

福島県相馬市から避難している原告（第1次訴訟原告2-1）は、以下のように、本件事故により収入が激減し、これまで営んできた事業の継続を断念せざるを得なくなった経緯について述べている。

「私は、震災前、市内で父と共に工場設備の設計・施工・メンテナンス等を手掛ける会社を経営していました。こちら（滋賀県栗東市）避難してからも、避難先と福島を1週間おきに往復して、少しでも生活費を稼ごうと取引先をまわり仕事を受注し、取引銀行と交渉をするなど、仕事の再開、生活再建を目指してきました。しかし、二重生活による経済的、肉体的、精神的負担は想像以上に重く、また、仕事に割ける時間も震災前の半分以下になり、収入も激減し、これまでの蓄えを崩して生活するのがやっと状態が現在まで続いています。私たちが経営していた会社は、大熊町、富岡町に取引企業が複数ありましたが、これらの企業は、原発事故によりすべて遠方に避難してしまい、ほとんどの取引先を失ってし

まいりました。取引先の多くはいわき市に移転していたので、私の会社もいわき市に移転することを検討しましたが、避難指示区域外の会社は行政の支援を受けることができず、会社の移転は断念せざるを得ませんでした。原発事故から1年程経過した段階で、仕事がほとんどなくなってしまい、私たちは事業の継続を断念しました。他方、これまで返済を猶予してもらっていた金融機関からは、具体的な返済時期、返済方法、返済額を提示しない限り抵当権を実行すると最後通告され、先日、現実には、自宅、会社の土地・建物が差し押さえられました。おそらくこのまま競売が実行され、愛着のあった自宅や会社の建物等がなくなるのは避けられないと思いますが、私の今の力ではどうすることもできず、ただ手続が進んでいくのを見守るしかないのが現状です」

避難前の職を失った上に、避難先で新たに就労することも困難を極める。そもそも、年齢を考えると中途採用の機会自体が限られているところに、現在の避難先にいつまで留まるのかの見通しすら持てない中での就職活動は更に困難である。本件事故当初は、就労に関する公的な支援も存在したが、その多くは既に打ち切られている。例えば、大阪府が緊急雇用創出基金事業の一環として実施した震災被災者JOBフェニックス事業も、就業開始は平成24年12月まで、就業終了は平成25年12月までといった条件があり、短期的な就労の機会を確保していたにすぎない。就労支援が終了した現在、避難者らは新たな就労先を探す困難に直面している。

大阪弁護士会聞き取り調査(甲D共50)によっても、以下のように、就労ができず、経済的に困窮している切実な状況が聞かれた。

「 転々と避難生活を続けているうちに、避難するために夫は会社を辞めたので、収入がなくなった。」

「 貯金もなくなり、切実に仕事をしたいと思っている。他方、仕事を始めると、いつでも避難するという無責任なことができなくなってしまう

という葛藤もある。仕事を探そう、前に進もうと思うと、原子炉のことが心配になる。腰を据えて仕事を探す気になれない。」

そして、仕事の喪失は、経済的な基盤の喪失という財産的な損害にとどまらず、それまで築いてきた無形の価値や関係を失わせていることも忘れてはならない。

(2) 生活費の増加・経済的困窮

さらに、避難者らは、仕事という生活の糧を喪失した一方、避難生活に伴う生活費の増加等により経済的に困窮している。

着の身着のまま避難した者はもちろん、最小限の荷物しか持ち出せない中での避難を強いられた者や、父は避難元に残り、母と子が避難するという二重生活を選択せざるを得なかった者など、ほとんどの避難者が、避難先で生活をしていくために家電や家具を再購入しなければならなかった。

また、生活費の増加について、福島県いわき市から避難した原告（第1次訴訟原告16-1）は、以下のように述べる。

「もともと福島での生活は、近所の農家の親戚から野菜を分けてもらったり、買うにしても取れたての新鮮な野菜を安く買ったりするような生活でしたが、大阪に来てからは、それが一変しました。

野菜はすべて店で買わないと行けないことになり、生活費が増大しました。野菜だけではなく、生活にかかる費用が全て、福島と比べて高いのは大阪が都会のせいもあるのですが、どんどんこれから子どもたちにもお金がかかることを考えると、先行きの生活への不安がぬぐえません。」

このように、本件事故以前には、自らあるいは地域で米や野菜などの農作物を作り交換しあうなど自給自足していた者は、避難先ではすべての食品を購入せざるを得なくなり、生活費が必然的に増加する。

さらに、避難しながら、避難元に残してきた住居の住宅ローンを支払い続

けている避難者もいる。家族が別々に暮らす二重生活により、家賃や光熱費、食費をはじめとする生活費が増加し、経済的負担に苦しんでいる家庭も多くある。

特に区域外の避難者は、東京電力からの低額の賠償を受けたのみで、あるいは、一切の賠償金を受領できない状況のなかで、これまでの預貯金を切り崩しての生活を余儀なくされている。

福島県田村郡から避難した原告（第1次訴訟原告27-1）は、自己破産も考えざるを得ないほど経済的に困窮している状況を述べている。

「 転職先を見つけることができるまでは、子どもたちの学資保険から生活費をねん出していたような状態でした。経済的に極めて辛い状態でしたので、一旦は自己破産することも考えたのですが、福島の自宅が担保に入っており、現在もその自宅には父母が住んでいることから、福島の自宅を失うわけにはいかず、自己破産は諦めました。現在は転職先が見つかりましたが、住宅費の二重負担、子どもたちの教育費等を考えると、到底、日々の生活費として足りるものではありません。避難の費用を借金でまかなっていたため、その借金の返済もあります。」

大阪弁護士会聞き取り調査(甲D共50)によっても、約79%が、生活費が増加していると回答しており、十分な支援や賠償がないなかでの見通しの立たない避難生活の長期化は、より一層、避難者らを経済的に困窮させている。

(3) 避難先での不安定な住宅基盤

本件事故から3年8か月余りが経過した現在、避難者らが最も強い不安を感じ、支援を必要としているのは、生活の基盤である住宅保障の問題である(甲D共53ないし56)。

避難者の中には、災害救助法に基づく「みなし仮設住宅」(一部自治体は、独自の施策で住宅提供をしている)への入居などの援助があることを知らず、

民間の賃貸住宅の家賃を払い続けている者もいる。

公営住宅に入居できた場合でも、老朽化が進んでいるなど、良好な生活環境を確保できているとはいえない例がある。

「みなし仮設住宅」等に入居できても、入居期間は多くの場合1年ごとの延長とされており、延長打ち切りに対する不安を抱えながらの生活とならざるを得ない。1年の期間延長の通知の送付とともに、「緊急避難措置の趣旨を踏まえ、定められた期限までに必ず退去します。」といった同意書や誓約書の記入を求める自治体もある。避難者らは、退去後の生活を思い描くことのできないまま、延長を認めてもらうために強い不安を感じながら、このような誓約書にサインすることを余儀なくされている。

いつ延長が打ち切られてしまうのか、少しでも早く次の住宅を確保する行動をとるべきなのか、確保しなければならないと言われても現実はどうやって確保できるというのか、引っ越し費用や賃料の負担に家計が耐えられるのかなど、答えの見つからない不安を抱えている。住宅基盤が定まらない状況では、就労や進学の見通しすらたてることができない。将来の見通しが立たないことにより、就労面でも、住宅基盤の確保の面でも前に踏み出すことができないのである。不安定な状況におかれた避難者らは、生活再建がままならない状況に苦しんでいる。

福島県須賀川市から避難している原告（第2次訴訟原告14-1）は、住宅や仕事の見通しが立たず、生活基盤の確保ができない窮状を、以下のよう

「現在入居中の雇用促進住宅もこれまでは1年ごとに延長されてきましたが、半年更新になり、今後は未定の状態で、この先どうなるか不安です。大阪での生活基盤を確立するために、職業訓練を受け資格をとって仕事をできればと考えていますが、保育園に空きがなく、長女を預けることができませんので、職業訓練を受けに行くことができません。」

ほかにも、現在の避難先からいずれ移動しなければならないと考えると、必要最低限の物しか買えず、大きな家具を買えないなど、避難者らは不自由な生活を強いられている。

第4 生涯消えることのない被ばくによる健康被害への恐怖

現在、『県民健康管理調査』と称して、福島県による一定の健康診断もなされているものの、そもそも避難者らへ健康診断の情報が届いていないなど、その体制や内容は極めて不十分であり、避難者らの被ばくによる健康被害への不安は日に日に大きくなっている。大阪弁護士会聞き取り調査(甲D共50)によっても、以下のように、継続的な健康診断体制の整備、成人も健康診査の対象としてほしいとの声が数多く聞かれている。

「子どもは何年くらいフォローしていけばいいのかわからないが、福島市だけでなく、県外でも継続的に健康診断が受けられる体制が欲しい。大人も本当に大丈夫なのかわからないので、大人も健康診断を受けさせてほしい。」

このような不安は一時的なものでは決してない。避難者らは、将来にわたり被ばくによる健康被害への不安を抱え続けなければならない。

郡山市から避難した原告(第1次訴訟原告19-2)は、子どもの健康を祈る切実な思いを以下のように述べている。

「平成25年10月に、長女が放射線の健康調査を受診しました。何もわかっていない長女が、ベッドに寝かされ、受診している姿を目の当たりにしたとき、この子に何かあったらどうしようと心底不安を感じました。ただ、ひたすら、何の異常もなく、無事であって欲しいと願うばかりでした。

今後子どもが大きくなるまで、定期的を受診することを薦められています。これからも、ずっと、子どもに対する不安が無くなることはないと思います。東京電力にも、国にも、親が、どんな思いで子どもを受診させているのか、本当に理解してもらいたいと思います。」

同じく郡山市から避難した原告(第1次訴訟原告7-1)も、以下のように、子どもの健康への影響や偏見に対する尽きない不安を述べている。

「避難先での甲状腺のエコー検査で、娘たちに嚢胞があるとの結果が出ました。子どもたちがいつか甲状腺の病気を発症してしまうのではないかと心配でたまりません。…子どもたちは、現在、保育園や小学校に元気に通っていますが、福島出身であることを理由にいじめられるのではないかと、娘たちが結婚する話が出たときに、福島にいたことが原因で破談になったりしないだろうか、二人が子どもを産むときにその赤ちゃんに影響が出たりしないだろうか、息子も幼い時に被ばくをしてしまい、影響が出ないだろうかと不安は尽きません。」

第5 避難生活の継続や帰還についての苦悩や葛藤

1 容易ではない帰還

避難生活を続けることについての苦悩や葛藤がある一方で、避難元へ帰還することも決して容易ではない。避難元では被ばくによる健康被害が懸念される上、避難先でようやく築き上げた生活をまたしても失うことも大きな負担となる。

本件事故から1年余り後の平成24年7月までに実施された大阪弁護士会聞き取り調査(甲D共50)によれば、避難元への帰還の見通しについて、「戻りたい」が21%、「できれば戻りたいが、戻れるかわからない」28%、「戻りたくない」51%と、多くの避難者が、帰還しない(帰還できない)と考えている。「戻りたくない」の回答のなかにも、以下にあらわれているとおり、本当は戻りたいけれども戻れないという苦渋の思いで避難先で生活している者もいる。

「すぐに戻りたいが、子どものことを考えると確信できるまでは戻れない。」

「帰りたいけど、帰りたいと言って、国に安全性も確保されずに中途半

端に避難を解除されても困る。本当は事故前の故郷に戻りたい。希望は捨てていないが、帰らなかったからといって、故郷を見捨てたわけではない。」

地元に戻ることができないとの思いは時間の経過とともに強まる傾向にある。平成26年4月に実施された東京都の避難者に対する調査では、約78%が地元県内に帰る予定をしていないと回答しており（甲D共53）、福島県による調査でさえも県外避難者のうち福島県内に戻りたいと回答した者は、19.7%に留まっている（甲D共54）。

2 帰還の目途が立たないこと

各地域の除染計画の多くは著しく遅延している。また、被告国の区域設定上、帰還が可能であるとされていても、除染が不十分な地域も多い。除染によって一時的かつ局所的に放射線量が低下しても、除染がされていない場所や除染後しばらく経過した地域では、再び放射線量が上昇している場所もある。すなわち、安心して帰還ができる状況とは言い難い。

そして、本件事故発生から3年8か月余りたった現在も、廃炉に向けた作業が進んでいるものの、放射性物質を含む汚染水が貯水槽から漏れていることが連日報道されるなどトラブルが後を絶たず、平成26年11月には採取された地下水のセシウムなどの濃度が過去最大となるなど、本件事故は収束している状況にあるとは到底言えない。

このような状況から、避難者は、除染が進まないどころか放射性物質が更に大量に放出されるような事故が再び起きるのではないかという不安のため、帰りたくても帰ることができず、帰らないという判断をせざるを得ない。

3 帰還に伴う更なる負担

仮に、帰還できたとしても、本件事故により失われた人間関係を再度構築すること、一度失った仕事や生活基盤を一から再建することは容易なことではない。

区域内では、生活をしていくために最低限必要である、上下水道、交通網、学校、病院、職場や商業施設といったインフラが本件事故により崩壊してしまった。崩壊したインフラは未だ復旧したとは言えず、復興が進みつつあるとはいえ、水道水から放射性物質が検出されたり、再開した学校でも児童の多くが戻ってきていなかったりと、本件事故前の状況には程遠い。

また、避難先での生活が長引けば長引くほど、避難先での仕事、人間関係など生活基盤を築いていくことから、避難先での生活を清算し、帰還して再度生活を築くには莫大な費用とエネルギーを要することになる。避難者らは、故郷への思いから帰還したいと思っけていても、数年間その地で生活ができない以上、避難先で再出発を始めなければ、人生の取り返しがつかなくなってしまうのである。

大阪弁護士会聞き取り調査(甲D共50)によっても、以下のように、たとえ帰還しても本件事故により喪失した人間関係や生活基盤を取り戻せないことや、避難先において必死で築いてきた生活基盤をも失うことへの不安の声が聞かれた。

「 避難区域内で、現在帰還することはできないし、現実的に考えて、今後戻れるとは思わない。帰還するのであれば、事故前と同じ状況でないという意味がないが、周辺住民も日本中バラバラになっている。」

「 たとえ戻れるようになっても、仕事はないし、子どもも今の環境でなじみ、高校等へ進学するので、子どもは避難先の環境になじみ、また環境が変わるのはかわいそう。」

「 戻る場所がない。福島では、親族が住居を提供してくれて住んでいたが、関西に避難したことに對して親族が怒り、その家を処分されてしまった。」

第6 子どもたちの受けた被害

1 避難するまでの制限された生活

子どもたちは、本件事故まで、避難元で、屋外での遊びや運動などを楽しみ

ながら、のびのびと成長してきた。ところが、本件事故後、被ばくを少しでも避けるため、子どもらしい生活を著しく制限されることとなった。

郡山市から避難した原告（第1次訴訟原告7-1）は、避難前の子どもたちの自由を制限された生活や心身への影響を以下のように、述べている。

「娘たちは、小学校に通うようになりましたが、プールも中止になり、外での体育の授業もなく、真夏であってもマスク、帽子、長袖を着用という生活でした。また、娘たちは、お風呂に入るとき以外は線量計を持たされ、線量を測られていました。大阪に避難するまで、目にも見えず、においもしない放射線に怯えながら生活していました。放射線に気を遣うあまり、自由に遊びたい年頃の子どもたちに対し、『砂を触ってはいけない。』『外で遊んではいけない。』と、『～をしてはいけない』とばかり、つきつ口調で言ってしまう、子どもは何も悪くないのにと自己嫌悪に陥ることもありました。娘たちもときおり『外で遊んでもいい？』と私に聞いてくることもありましたが、周りの子も遊べない状況にあったため、わがままを言うこともありませんでした。…当時の制限された生活は、子どもに過度のストレスを与え、爪を噛む、視力の低下などの心身の不調をもたらしました。平成23年6月ごろから娘（長女）の視力が悪化し、視力が測れないという状況になりました。脳の検査もしましたが、異常がなく、医師からは、原因ははっきりわからないが、子どもが感情を抑え込んでいることが影響しているのではないかと言われました。親として、子どもたちが、子どもらしく自由にふるまえない状況に追い込んでしまったことを本当に申し訳なく思います。」

2 避難による家族の別離

また、「第3 1(2) 家族の分断」で述べたとおり、母親とともに避難したことによって、父親と離れて暮らすことになった子どもも多い。母親は、このまま避難生活を続けることが家族のために望ましいことなのか、子どもにつらい

思い、寂しい思いをさせているのではないかと苦悩している。

3 避難元の仲間との突然の別離や避難先でのいじめ

子どもたちのなかには、避難先の新しい環境で心ない言葉をかけられる者や周囲になじめず心に傷を負ってしまった者もいる。

例えば、福島県郡山市から子どもを連れて避難した原告は（第2次訴訟原告1-1）、以下のように述べている。

「長男（本件事故当時7歳）は避難のために、小学校を転校し、幼いときからの友人と離ればなれになってしまい、心に深い傷を負ってしまったようです。最近になって、福島の友人に会いたい、と頻りに言うようになったのです。長男は、大阪へ来て3回転校していますが、大阪の南へ行くほど言葉がきつく、また、あけすけに『何で来たの』と尋ねられた、と泣きながら話していました。学校では泣かずに仲良くしていると言っていますが、家で泣いているのです。」

また、千葉県松戸市から避難した原告（第2次訴訟原告1-1-1）は、以下のように述べ、子どもが被害に遭っている現状に心を痛めている

「長男は転校先になかなか馴染めず、転校後2か月ぐらいで登校拒否になり、慣れるまで半年以上かかりました。学校で、『千葉からも見捨てられ、大阪からも見捨てられ』という替え歌ではやし立てられているといういじめにあっていることもわかりました。」

大阪弁護士会聞き取り調査(甲D共50)によっても、避難生活に伴う学力の遅れ、本件事故及びその後の避難によるストレス、避難したことによるいじめや差別などに子どもが苦しんでいる実態が明らかになっており、「子どもが学校に馴染めず退学して転校した」、「学校を休みがちである」との深刻な報告がなされている。

第7 避難元に留まる原告らの被害

本件訴訟には、家族を関西に避難させながらも、自らは地元に残り、今な

お続く被ばくによる健康被害の不安を抱えながら家族と離れて生活している原告も複数いる。

1 今なお続く被ばくの恐怖

実効性のある除染のすすまない中、地元に残る原告は、現在に至るまで、被ばくし続けることによる健康被害の恐怖を感じながら生活することを余儀なくされている。

被ばくによる小児甲状腺がんの影響を把握するために取り組まれた福島県民健康管理調査の甲状腺検査では、既に、当初の想定を大きく上回る悪性ないし悪性疑い例が発見されたとの結果が発表され、地元に残る原告の健康不安や恐怖を強めている。

2 家族との分断による苦悩

地元に残る原告の多くは、家族と共に暮らすことを望みながらも、家族の生活のため、地元に残って仕事を続けることを余儀なくされた者である。家族と共に見ず知らずの土地に移っても、家族の生活を支えていけるだけの仕事に就けるとは限らない。経済的困窮の危険を回避するため、苦渋の思いで世帯分離を選択したのである。

幼い子供たちと共に過ごす時間はとても貴重で、親の人生にとっても、本来、何ものにも代えがたい価値を持つ。子育ては、様々な場面で折に触れ対話を重ねることで、自らの子に物の考え方などを伝えていく意味を持っている。そして、ほんの僅かなことでも子の成長を感じることもできる場面に立ち会えることも親としての至上の喜びに繋がる。

世帯分離による生活は、地元に残る親の、子供の成長を見守りながら共に過ごすという取り戻すことのできない時間を犠牲にするものである。

その犠牲を少しでも補うために、休日に避難先まで往復して家族との時間を確保することは、滞在する原告にとって身体的にも大きな負担であるし、遠く離れた関西圏までの移動は、大きな経済的負担をも生じさせている。

3 本件事故により変容した周囲との関係

地元に残ると言っても、その地域のコミュニティも本件事故により大きく変容してしまっている。とりわけ、母子を避難させていることに対する周囲との軋轢に苦しんでいる者も多い。復興に向けた絆を強調され、「避難」という言葉を出すことすら容易でない雰囲気の中で、地元に残る原告は、地元でありながら孤立感を感じるという計り知れない苦痛を感じている。最も近くに居るべき家族とも離れた生活の中で、深刻な孤立感、孤独感を抱えている。家族とも地元とも分断され、生計維持のため働き続ける生活は、本件事故以前に描いていた人生設計とは大きく異なっている。

第8 おわりに（結語）

本件事故により、被害者らは地域での元の生活を、その根底から奪われた。地域で築いていた人間関係も、仕事も、就学先も、住居も、そして家族の間でさえも分断を余儀なくされ、それまでの生活や将来の人生設計を破壊されてしまった。

日常生活そのものが破壊されても、被害者らは生活を続けなければならない。本件事故から3年8か月余りが経過する中、先行きを見通すことができないままに、様々な困難や制約を伴う中で被害者らは生きている。

本件事故による未曾有の被害を理解するためには、まず、自らの生活が根底から奪われた状態の中で生きている被害者らの声に耳を傾けなければならない。

その苦悩の理解が、本件の審理には決定的に重要である。

本書面は、様々な苦悩を抱える原告らの言葉を通じて、本件事故による被害の実態を明らかにするものである。

以 上